

自閉症幼児への家庭訪問療育に関する陳情書

年 月 日

議会議長 様

住所

氏名

印

<陳情趣旨>

自閉症スペクトラム障害（以下、「自閉症」）を持つ幼児に対する療育法として、近年の海外の研究で応用行動分析（ABA）に基づく早期集中療育が顕著な改善効果を有することが、科学的に実証されており、特に米国やカナダでは、大部分の州で ABA 療育が公費実施ないし医療保険の対象となっている。ABA 早期集中療育は UCLA のロバース（O.I.Lovaas）博士らの研究チームによって 1960 年代に研究が始められ、現在までに、①1 才半～3 才台での開始、②週 20 時間～40 時間、1 年以上の実施、③主として子どもの家庭で、訓練された ABA セラピストや親による実施、などの条件を満たすことで、比較群に比べて IQ や社会適応度の有意な改善が得られることが複数の研究で確認されている（別添資料 1）。

しかしわが国では、現在のところ ABA 療育は一部の民間機関や児童発達支援事業所で実施されているにすぎず、大部分の自閉症児がその恩恵を受けることができないでいる。

厚生労働省は ABA 療育が有効であることは否定していないが、週 20 時間以上の ABA 個別療育を国費で実施することに対しては、「時期尚早」としている（別添資料 2）。また国が児童福祉法の下で実施している現行の障害児療育制度は、児童発達支援センターと児童発達支援事業所を二本柱とするものであり、そこで ABA 療育を行うことは否定されていないが、基本的に通所型療育であって、海外で有効とされている訪問型療育（別添資料 3）を広く自閉症児一般に可能にするものではない（最近になって居宅訪問型支援制度が新設されたが、あくまで通所が困難な最重度の障害児を対象とするものである）。また個別療育も可能であるが、児童発達支援事業所は 1 日あたり利用定数を 10 人と定められており、一人の児童に週 20 時間はおろか、カリフォルニア州などで実施されている週 10 時間程度の個別療育も困難である。

このような現状の下で、われわれ一部の自閉症児の親は、非営利の親の会や民間機関の支援を受けながら、自らわがが子に家庭療育を実施し、あるいは民間機関の派遣する ABA セラピストによる高額な訪問療育を全額自己負担で、わがが子に施している。多くの場合、家庭療育にかかる時間は、海外でエビデンスがあるとされる週 20 時間には達していないが、それでも無発語だった子どもが言葉を話せるようになるなど、確かな効果を実感している。

このような現状を踏まえ、国の制度転換を待つことなく、市独自の施策として、①民間機関によ

る訪問療育を一部公費負担にする、②市が自ら自閉症幼児への ABA 家庭訪問療育事業を実施する、
などの方策を実施していただきたい。

<陳情項目>

1. 自閉症スペクトラム障害を持つ幼児が、民間機関による ABA 家庭訪問療育を受けている家庭
に対して、その負担額の一部を援助していただきたい。

2. 市内在住の 1 才半～就学前までの自閉症児に対して、国の障害児療育制度を補完するものと
して、ABA に基づく家庭訪問療育事業を実施していただきたい。